

自衛隊の災害派遣要請のしくみについて教えてください。



自衛隊の災害派遣は、都道府県知事等の要請に基づき、天災地変等に際し人命・財産の保護のための、事態やむを得ない場合に、緊急的・一時的な支援を行います。

災害派遣要請のしくみ



都道府県知事や海上保安庁長官など **要請権者**

派遣の要請

市区長村長 都道府県知事に要請を要求
(知事に要請できない場合は直接通知)

大臣または大臣の指定する者 **被要請権者**
※陸上総隊司令官、方面總監、各駐屯地司令 など

要請に基づく派遣

自主派遣

事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つとまがないと認められる場合

緊急性、公共性、非代替性を総合的に勘案して、
事態やむを得ないと認められる場合に部隊等を派遣

派遣部隊等

情報収集、搜索救助、物資の輸送、給食支援、給水支援など実施



また、国内での災害発生に常時即応できる態勢で待機する初動対処部隊を「FAST – Force (First Action Support Force)」とし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢としています。
※震度5強以上の地震が発生した場合は、航空機による情報収集を実施します。